

## 宮城県国土利用計画審議会意見反映状況

No.	案件	意見	発言者	対応案
1	2 県土利用の基本方向 (5) 多様な主体との連携	所有者不明土地法などを踏まえ、地域のニーズに合わせた支援を行うとあるが、県が支援するという事なのか、NPOなどが一時的に違う使い方をすれば管理等の支援をするなど掘り下げて記載すべきではないか。 「支援を行う」と記載すると、行政側がなんでもすると読み取れてしまうので、多様な主体の連携が実質的に入るような記載が望ましいのではないか。	奥村委員	・文言を追加する。 文案 所有者自らが適正に管理することが困難な維持管理については、所有者不明土地法などにより、自治体やNPO、地域づくり団体などが行う取組に対して、地域のニーズに合わせた支援を行う。
2	五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針	矢印を示すということは、基本的にどちらかを優先する、どちらかに決めなくてはならないという考え方になっているが、管理しながら様子を見るという方向性があってもいいのではないか。 無理に急いで方向性を限定する必要性はないのではないか。	奥村委員	・国土利用計画法第9条第3項に「土地利用基本計画は土地利用の調整等に関する事項を定める」と記されている。 ・国土交通省が発行している「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用方針」に、「五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」を定めることが想定されるとされている。 具体的な規制は個別法により規定されているものの、上位調整機能として、重複時の土地利用について定める必要がある。
3	五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針	森林の維持について、森林を開発し元に戻すことは難しいので、左向きがいいと考える。ただし、調整して決めるとするために、全て○付き左向き矢印がいいのではないかと 思う。 二者択一ではなく、一方の土地利用は認めるけれど、もう一方の土地利用についても配慮してほしいという意味合いがあってもいいのではないか。	奥村委員	・その他の森林地域について、これまでの「市街化区域及び用途地域」を「市街化区域内の用途地域」と「市街化区域外の用途地域」に区分し、調整方針をそれぞれに対して調整指導方針を定めることとする。 ・森林へ配慮しつつ、都市的な利用も認めるという内容に変更。
4	五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針	森林の維持について、森林地域と都市地域の重複面積が見えるように整理いただきたい。	増田会長	・森林地域との重複については、計画図の変更時に整理しているため、重複面積は示すことが可能。 ⇒計画書(案) P22で整理。

## 宮城県国土利用計画審議会意見反映状況

No.	案件	意見	発言者	対応案
5	計画全体	各項目に出てくる専門的な用語について、注釈をつけるなど、分かりやすい計画としてほしい。	増田会長	・ 現行計画のように用語解説をつける。
6	計画全体	パブリックコメント実施時に、県民の方々が震災後の土地利用の変遷などが、変更箇所等が分かるような説明を添付した上で実施していただきたい。	増田会長	・ 変更の概要、変遷などが分かるような資料を作成する。 ⇒変更の概要と現状と課題で変更のポイント等を整理。